

平成30年度「通年申請タイプ」の交付申請期限等の延長について

181025

平成30年度「通年申請タイプ」の事業者登録の期限及び交付申請書等の提出期限を以下の通り延長します。

○事業者登録の期限延長

延長後の事業者登録期限	延長前の事業者登録期限
平成31年1月31日(木)18時まで	平成30年11月30日(金)

○交付申請書の提出期限延長

延長後の交付申請書の提出期限	延長前の交付申請書の提出期限
平成31年1月31日(木)郵送必着	平成30年12月21日(金)郵送必着

※ 予算の執行の状況等によっては申請期限を短縮する場合があります。

○完了実績報告書の提出期限（変更なし）

完了実績報告書の提出期限
平成31年2月15日(金)郵送必着

※ 完了実績報告書は上記期限の前であっても工事完了後1ヶ月以内に速やかに提出しなければなりません。

●重要

平成31年2月15日以前に交付決定がなされたもので、完了実績報告書の提出が平成31年2月15日を過ぎてしまう場合は、平成31年2月15日までに支援室に次の方法で報告してください。（報告のない場合は補助金が交付されない場合があります。）

平成31年2月15日時点で交付決定がなされていないものの取り扱いについては、別途案内します。

<報告方法>

報告の方法	支援室へのメール報告とします。
メールアドレス	toiawase@choki-r-shien.com
メールの件名	30-*****-**** 工事完了期日の変更報告
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・ 期日までに終了しない理由（下記A～Gより選択）<ul style="list-style-type: none">A) 近隣調整（工事に伴う騒音、振動、日照、工所用資材の運搬経路等）B) 自己都合によらない設計変更C) 建築確認その他の関係機関との協議・許認可D) 工事の施工に伴い発生した状況変化（土質・地盤等）に伴う施工能力の低下E) 豪雨、豪雪等の気象条件F) 資材の入手難、特注品の納期延期G) 火災等の事故・ 変更後の工事完了の期日（年月日）

※ 住宅毎に連絡してください。「30-*****-****」は交付申請番号を記載します。

※ 報告方法が異なると記録に残りませんので、必ず上記方法により報告してください。

※ 本報告時点では、変更工事請負契約書等の提出は不要です。完了実績報告時は必要となります。

<注意>

このお知らせは、「通年申請タイプ」で申請する住宅を対象にしています。

「事前採択タイプ」は、今後実施する事業の進捗状況調査の結果を踏まえて改めてご連絡いたします。